



(電子版)

info@jikosoren.jp

2018年 第3号 2018年2月27日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

仙台市で23年ぶり運賃改定 改定率2.62% これでは労働条件改善にならない

宮城県仙台市のタクシー運賃改定が1月16日に公示され、2月25日から実施されました。仙台で23年ぶりの運賃改定であるにもかかわらず、改定率が2.26%と極端に低く、公表された査定原価（原計13社）では、運転者人件費（厚生費除く）が実績33.86→改定後33.53億円とマイナスの査定になっているなど特異な内容になっていて、改定率の低さには、経営者からも不信の声が上がっています。



要請書を渡す宮城地連本間委員長（右）＝2018. 2. 22

このような運賃改定では、増収にならず、運転者の労働条件改善もできないとして、宮城地連では1月25日と2月22日に東北運輸局交渉を行い、改定作業のやり直し、査定計算数値の公表を求めました。2月22日の交渉には本部から菊池書記長も参加、運輸局から自動車交通部大水旅客第二課長らが対応しました。

交渉で運輸局側は、すでにすべての事業者から届出が出されており、2月25日から適用する、撤回や査定のやり直しは考えていないとしました。

原価計算対象会社と各社の原価を公開せよとの要請には、原価計算会社は公示されている基準通りに選定しており、各社の経営戦略や資金調達など利害を害するので公表できないと答えました。

改定率が低い例は、17年6月の福岡で0.76%、運転者人件費がマイナス査定となっている例は17年3月の山梨Aなどがある、と答えましたが、福岡も山梨も増収を目的とした通常の運賃改定とは異なり、中型車・小型車の車種区分を普通車に統合することのみを目的とした運賃改定であり、比較の対象にはなりません。

改定率の低さ、運転者人件費のマイナス査定について詳しく聞いたのに対し、低くなった要因として、①実績年度の収支率（利潤込）が98.94%と高く増収率が1.09%と低かった（実績での赤字が少なかったということ）、②運転者人件費は、平均給与月額算出の根拠となる一人当たり運送収入伸び率はプラスだが、支給延人員がマイナスとなっている、③運送収入は過去5年間の増減の平均から将来の予測を査定するところ、東日本大震災後の特需の時期が含まれていて、減少率が大きくなった（1月25日の交渉での回答）——などの要因をあげました。

査定の計算過程の数値を明らかにするよう求めたのに対しては、公表してはならないという規定がないということ認めながら、公表を拒否。組合側は、情報公開法に基づく開示請求をすることも含めて、今後とも公開を求めていくとしました。

参加した組合代表らは、今回の改定率2.62%で運転者の労働条件ができると思っているのか、事業者の収支状況が見かけ上いいのは、ギリギリの経営で借金もできず、人件費を下げ赤字にならないようにしているからだ、この改定率なら改定をしない方がまし、減車もすすまない、運賃値上げもダメとなったらどうやって労働条件改善をしたらいいのか——などと追及しましたが、局側は、改定に際して経営者に労働条件改善をするよう通知を出したとするだけで、改善に必要な増収が見込めないことについては何ら答えられませんでした。

査定計算に疑問、325号通達の見直しも必要

【解説】 今回の改定については、車種統合だけの改定である福岡や山梨の例をあげて低い改定率を正当化したり、計算過程の数値を公表しないため、果たして本当に正しく行われたのか依然として疑問が残り、引き続き追及が必要です。

しかし、局側の計算が正しいとすれば、今後運賃改定が予定されている地方でも同様の低い改定率が発生する可能性があり、重大な問題です。

運賃改定時の労働条件改善については、規制緩和後初めての運賃改定を前にした2007年3月28日に、運転者人件費は改定後ノースライドで増える分も見込んで上乗せして査定をするという通達（325号通達）が出され、それまでの査定方式よりも改定率が上乗せされる計算で査定されてきました。今回、上乗せしても人件費がマイナスで、改定率が極端に低い結果になっているとすれば、査定の方法をもう一度見直す必要があります。

325号通達が「タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件につき一定の水準を確保することが必要である」としていた趣旨は、現在でも何ら変わりません。その趣旨が実現する改定となるようにするためには、①総営収が減少傾向である現状を機械的に将来の査定に反映させてよいのか、②運転者の平均給与月額が減少傾向となった場合、そのまま査定してよいのか、③運転者数が減少している現状を、そのまま追認する査定でよいのか——などの点で、325号通達を改正して、運賃改定の趣旨である運転者の労働条件改善が確実に実現する査定の方法を講じることが必要です。

仙台市 収支実績及び推定収支の概要（原計13社）

単位：億円

		実績	査定	改定後 増減		※調整前査定 増減	
収入	運送収入	54.73	52.76	54.15	-1.1%	52.76	
	その他	1.07	1.07	1.07	0.0%	1.07	
	計	55.80	53.84	55.22	-1.0%	53.84	
運賃 原価	人件費	36.34	35.95	35.95	-1.1%	35.09	-3.4%
	うち直接運転者人件費	33.86	33.53	33.53	-1.0%	32.67	-3.5%
	その他	18.06	17.28	17.28	-4.3%	17.28	-4.3%
	適正利潤	1.99	1.99	1.99	0.0%	1.99	0.0%
	計	56.39	55.22	55.22	-2.1%	54.36	-3.6%
収支差（利潤込）		-0.60	-1.38	0.00		-0.53	
収支率（同）		98.94%	97.49%	100.0%		99.03%	
所要増収額		0.60	1.38			0.53	
（所要）増収率		1.09%	2.62%			1.00%	

※325号通達での「上乗せ分」を調整する前の数値（自交総連試算）